

個人住民税の給与からの特別徴収への切替を強化します

個人住民税の特別徴収は、法律によりすべての事業主（給与支払者）に義務づけられています。

- ・事業主（給与支払者）の皆さんは、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員などに代わって市町村に納めることが法律で義務づけられています。
- ・人員不足や事務の増加を理由に特別徴収を行わないことは、法律上認められていません。

原則としてパート・アルバイト等を含むすべての従業員から特別徴収する必要があります。

- ・特別徴収制度は法律で規定されたものですので、事業主（給与支払者）や従業員の意志で、特別徴収するか否かを選択することはできません。
- ・ただし、次のような場合に該当する従業員からは例外的に特別徴収されませんので、個別に市町村窓口へお申し出いただくことになります。

- 1 支給期間が一月を超える期間（例：年俸一括払い）によって定められている給与のみの支払を受けている場合
- 2 毎月の給与の支払額が少ないため、住民税を特別徴収しきれない場合
- 3 他の事業主（給与支払者）から支給される給与から特別徴収されている場合

事業主(給与支払者)は税額計算をする必要がありません。

- ・所得税のように税額を計算したり、年末調整をする必要はありません。市町村が税額計算を行い従業員ごとの税額を通知します。
- ・従業員が常時10人未満の場合は、市町村長の承認を受け年12回の納期を年2回とする制度があり、事務を軽減することが可能です。

特別徴収は、従業員のさまざまな負担を軽減することができます。

- ・普通徴収の納期が原則年4回であるのに対し、特別徴収は年12回ですので、従業員の方が1回あたりに負担する金額が少なくてすみます。
- ・従業員の方がわざわざ金融機関などへ納税に出向く手間を省くことができます。
- ・住民税の納め忘れにより、従業員の方に延滞金が発生する心配がありません。

埼玉県の入札参加資格申請の際には特別徴収の実施が必要です。

- ・平成25・26年度埼玉県物品等競争入札参加資格審査および建設工事請負等競争入札参加資格審査に際し、事業者からの提出書類に、以下の書類が追加されました。

＜今回追加された添付書類＞

- ・「給与所得者に係る市町村民税・県民税 特別徴収額決定通知書（特別徴収義務者用）」の写し
または
- ・「個人住民税特別徴収を実施する旨の誓約書」